

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 北海道
(氏名) A

上記被審人に対する平成19事務年度(判)第7号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金245万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成20年3月12日(水)

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、平成19年3月26日、会社の株式等を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理する業務等を目的とするKYプランニング株式会社において当該業務に従事していたBから、Cを介し、Bがその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が北海道札幌市中央区北五条西十二丁目2番地に本店を置き、建物等に関する総合メンテナンス業務等を目的とし、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されていた株式会社ベルックスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年5月2日から同月9日までの間、

D証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号所在の株式会社ジャスダック証券取引所において、E名義で、自己の計算において、株式会社ベルックスの株券合計7000株を買付価額568万9000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第2項第2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法第167条第3項、第1項第1号、法第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

$$(1,164 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株}) - (805 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 814 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株}) \\ = 2,459,000 \text{ 円}$$

法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切捨て

平成20年1月11日

金融庁長官 佐藤 隆文